

## 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部山梨県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における医療ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し乙の加盟協会の保有する医療ガス等の供給を要請することができる。

### （要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

### （医療用ガス等の範囲）

第3条 医療ガス等の範囲は、次のとおりとし、乙の加盟協会において措置可能な品目及び数量とする。

#### （1）医療ガス

#### （2）医療ガスの使用にあたり必要となる資機材等

#### （3）その他甲が指定するもの

### （供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる医療ガス等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

### （緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加盟協会に対し医療ガス等の供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

### （医療ガス等の引渡し）

第6条 医療ガス等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの医療ガス等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、当該場所において甲の職員が品目及び数量を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、甲による確認が困難な場合は、甲の職員以外の者に委託して確認を行うことができるものとする。

### （医療ガス等を使用する施設の安全等の確認）

第7条 甲は、医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要があると認める場合には、乙に対し当該施設の安全性等の確認について協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づき供給された医療ガス等について、その供給に要した費用は、医療ガス等の供給を受けた者が支払うものとする。

(医療ガス等の価格)

第9条 甲が引渡しを受けた医療ガス等の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定終了後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(安全の確保及び車両の通行)

第11条 甲の要請に基づき乙又は乙の加盟協会員が供給作業等を実施する場合は、甲は、その作業者の安全確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 甲は、乙が医療ガス等を供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、成立の日から1年間その効力を発生するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年 6月 5日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙 山梨県南アルプス市下今諏訪423番地

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

関東地域本部 山梨県支部

支部長